

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第38号）（行財政局人事部人事課及び同給与安全衛生課）

1 本市の芸術大学の廃止及び公立大学法人京都市立芸術大学（以下「大学」という。）の設立に伴い、次の措置を講じることとしました。

(1) 大学に勤務する者（以下「大学職員」という。）が、大学の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、職員の退職手当の算定の基礎となる在職期間に、その者の大学職員としての引き続きた在職期間（当該在職期間以外の期間のうち、大学の退職手当に関する規定において在職期間に含まれることとされている期間を含む。）を含めることとします。

(2) 職員が、任命権者の要請に応じ、引き続き大学職員となるため退職し、かつ、引き続き大学職員となった場合において、その者の職員としての在職期間が、大学職員に対する退職手当に関する規定により、大学職員としての在職期間に通算されることとなるときは、原則として、退職手当を支給しないこととします。

(3) 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が大学職員となったときは、退職手当を支給しないこととします。

(4) その他規定を整備することとします。

2 退職日において京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第37号）の規定による給料の切替えに伴う経過措置の対象となる職員等の退職手当の基本額の算定方法に関し、特例を設けることとしました。

この条例は、平成24年4月1日（上記1(3)の措置については、平成24年3月30日）から施行することとしました。

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 38 号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号オ中「又は市立大学の学長」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「「機構職員」という。」の右に「又は公立大学法人京都市立芸術大学（以下本則において「大学」という。）に勤務する者（以下「大学職員」という。）」を、「機構」の右に「又は大学」を、「の機構職員」の右に「又は大学職員（以下「機構職員等」という。）」を加え、「又は機構」を「機構又は大学」に改める。

第17条第3項中「機構職員」を「機構職員等」に改める。

附則第4項中「改正給与条例」を「平成19年改正条例」に改める。

附則第5項第1号中「地方独立行政法人京都市立病院機構」の右に「（以下「機構」という。）又は公立大学法人京都市立芸術大学」を加え、「。以下「機構職員」という」を削り、同項第2号中「機構職員」を「機構の職員（役員を除く。）」に改め、附則に次の2項を加える。

6 退職の日において、京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第 37 号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員及び平成24年改正条例附則第8項第1号の規定に該当するため平成24年改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料を支給されない職員に関する第3条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項第1号中「給料月額（清掃職務給以外の給料の月額をいう。以下同じ。）」とあるのは「給料月額（清掃職務給以外の給料の月額をいう。以下同じ。）と平成24年改正条例附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」と、同項第2号中「給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」とあるのは「給料月額と平成24年改正条例附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額（以下「退職日給料月額」という。）」と、同条第3項の表第1項第1号の項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成24年改正条例附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

7 次に掲げる職員に関する第3条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「給料月額のうち最も多いもの」とあるのは、「給料月額と平成24年改正条例附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額のうち最も多いもの」とする。

(1) 第3条第2項の規定による給料月額の減額をされたことがある職員のうち、当該給料月額の減額がされなかったものとした場合に、同項に規定する減額日において、平成24年改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料を支給されることとなるもの

(2) 第3条第2項の規定による給料月額の減額をされたことがある職員のうち、当該給料月額の減額がされなかったものとした場合に、同項に規定する減額日において、平成24年改正条例附則第8項第1号の規定に該当するため平成24年改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料を支給されないこととなるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 京都市立看護短期大学条例を廃止する条例附則第2項前段の規定によりなお存続する京都市立看護短期大学の学長に支給する退職手当については、なお従前の例による。

(行財政局人事部人事課)

(行財政局人事部給与安全衛生課)